



6月から梅雨入りとなり、長期間雨模様が続いています。沖縄県の梅雨明け予定日は7月2日と、昨年よりも20日も遅い梅雨明けになると予想されています。梅雨時は高い湿度により体から水分が蒸発せず、むくみ・体調不良の原因となります。対策として、ホウレン草やバナナなどのカリウムが多く含まれている食べ物や、適度な運動をすることで水分を排出することが出来ます。体調管理に気をつけましょう！

～早期退職者の退職金に係る源泉所得税の改定～

令和3年度の税制改正により、**早期退職者（勤続年数5年以下）の退職所得**の計算方法が変更されることとなりました。特定の場合、従前よりも**税負担が増加**することとなります。

背景としましては、短期間のみ在職することが当初から予定されている従業員が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより税負担を回避するといった事例が指摘されたという事があり、改定内容は以下となります。

＜従前＞ $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$

↓
＜改正後＞ $150 \text{万円} + \{ \text{収入金額} - (300 \text{万円} + \text{退職所得控除額}) \} = \text{退職所得の金額}$

改正後の計算式を簡潔に言えば、退職所得控除額控除後の収入金額の内 **300万円だけ 1/2 となり、それを超える金額は 1/2 とはなりません。**金額を当てはめた際の改正後の計算式は以下となります。

例) 収入 1,000 万円・勤続期間 5 年の場合

＜従前＞ $(1,000 \text{万円} - 200 \text{万円}) \times 1/2 = \underline{400 \text{万円}}$

↓
＜改正後＞ $150 \text{万円} + \{ 1,000 \text{万円} - (300 \text{万円} + 200 \text{万円}) \} = \underline{650 \text{万円}}$

||
 $1,000 \text{万円} - 200 \text{万円} = 800 \text{万円}$ (退職所得控除額控除後の収入金額)

$800 \text{万円} - (300 \text{万円} \times 1/2) = \underline{650 \text{万円}}$

本改定は、**令和4年1月1日以後**に支払うべき退職手当等について**適用**されます。既に入社されている従業員に対してでも、来年以降に退職金を支払う際に勤続年数が5年以下である場合には、改正後の計算式が適用されることとなりますので、注意が必要です。

＜助成金のお知らせ＞（東京都休業協力金 4/12～5/11 分）

東京都の休業協力金 4/12～5/11 分の申請期限は7月30日（金）までとなっております。

今回の申請では、新たに1日あたりの売上高を算出し、助成金額を決定するという作業が加わりました。

（計算式）2019年又は2020年の **4・5月の売上高 ÷ 61日** = 一日当たりの売上高

こちらは、**4・5月の売上高が 610万円以下であれば**、助成金の日額は下限の4万円となり、証明書類も不要となりますので、**従来と同じ提出書類で申請が可能となります。**



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp

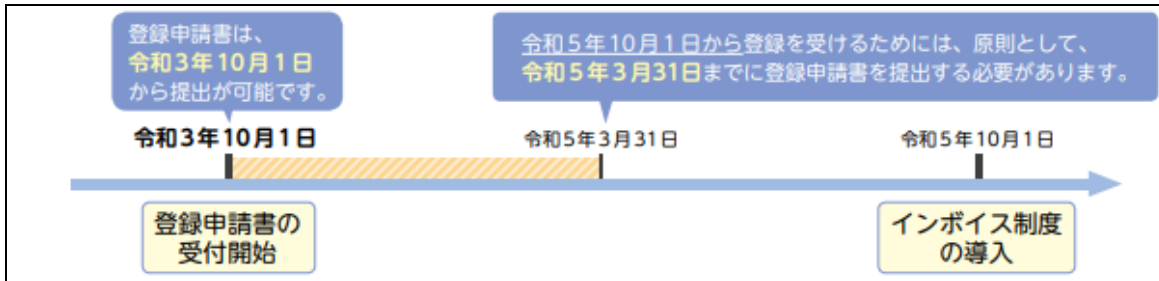


いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。

消費税のインボイス制度について② スケジュール・登録事業者

令和5年10月から始まる消費税のインボイス制度について、第二回となる今回は、今後のスケジュールと、「登録事業者」についてご説明させていただきます。

適格請求書発行事業者の登録申請とインボイス制度導入までのスケジュール



※国税庁「令和3年10月1日から登録申請書受付開始！（リ-フルト）（令和2年10月）より一部抜粋

- インボイス制度の導入は令和5年10月1日から
- 「適格請求書発行事業者」の登録申請は、**令和3年10月1日受付開始**
納税地の所轄税務署長に登録申請書を提出し、審査をうけた事業者は登録番号の通知を受けると同時に「登録簿」に登載されます。

登録事業者（適格請求書発行事業者）

インボイス制度になると適格請求書を交付することができるのは、税務署から登録通知を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。登録番号があることで、取引相手が仕入税額控除を行える課税事業者であることが分かることとなります。

事業者は国税庁のインターネットサイト「適格請求書発行事業者登録簿」で、取引相手の登録番号等が確認できる予定です。以下が登録簿に掲載される内容です。

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- 登録番号、登録年月日
- 法人の場合本店又は主たる事務所の所在地

左記のほか、事業者から公表の申出があった場合には
 個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
 人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

登録事業者の義務

適格請求書発行事業者(売り手側)の義務	買い手側の義務(仕入税額控除を受けるための要件)
<p>① 適格請求書の交付義務</p> <p>② 交付した適格請求書の写しを保存する義務</p> <p>以下の取引は適格請求書の交付義務が免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満に限ります） • 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 • 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡 • 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満に限ります） • 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。） 	<p>① 帳簿への記載（現行と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 仕入れ先の名称・取引年月日・取引内容（軽減税率の対象品目である旨）・対価の額 <p>② 請求書等の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> • 売り手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書 • 買い手が作成する仕入れ明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの） <p>※帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が受けられるものもあります。</p>

- ◆ 次回は免税事業者の場合、免税事業者が取引相手の場合等を取り上げて行きたいと思います！